

逐条意見：(4) 実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準を定める規則

番号	テーマ/対象条項	意見及び理由
1	文書番号(4)と(5)及び(17)と(18)	<p>[筒井哲郎意見]文書番号(4)と(5)及び(17)と(18)は統一すべきである。</p> <p>さらに、(17)と(18)は、NRCが行っているように、テーマ別に別冊にして(NRCでは約300項目、各項目10~30ページ)、常時改訂しやすく、また利用者も常にひとつの文書で最新版を把握できるように構成・編集を改めるべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>内容が重なり、同じ文面であるところも少なくない。</p> <p>一例を挙げると、「緊急対策所」については、文書番号(4)と(17)の第33条と第58条、文書番号(5)と(18)の第47条と第72条に記載があるが、ほとんど同じ文面である。文書の主旨から言っても、設備の名称を列記するのが(4)であって、その仕様を規定するのが、(5)ということであろうが、名称のみを列記しても仕様抜きで記載しきれものではなく、結局同様の文言にならざるを得ない。以後この文書を利用する人々のために再考を願いたい。</p>
11	<p>第27条(放射性廃棄物処理施設)</p> <p>第2項 放射性物質が散逸し難いもの、云々</p> <p>第4項 放射性廃棄物が漏洩し難いもの、云々</p>	<p>[筒井哲郎意見]「放射性物質が散逸しないもの」「放射性廃棄物が漏洩しないもの」と改めるか、または定量的な許容上限値を規定すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>処理施設の通常運転時の管理は、散逸あるいは漏えいを許容すべきではない。</p>